

2011年11月9日

茨城県知事
橋本 昌 殿

日本共産党茨城県委員会
委 員 長 田谷 武夫
県議会議員 大内久美子
前県議会議員 山中たい子
日本共産党県内市町村議員団

東日本大震災、原発事故にかかわる要請書（第6次）

3月11日の大震災と原発事故発生以来8か月になろうとしています。日本共産党茨城県委員会は、この間5次にわたり、橋本知事に対して緊急要請を行ってきました。さまざまな点で改善がはかられたことに敬意を表します。同時にひきつづき解決が求められることや新たな問題等があり、県民の切実な要望をふまえて、以下の点について要請をいたします。

記

〔1〕住まいの再建、被災者に住まいの安心を、地域の復旧に全力を

(1) 福島県からの避難者が入居している、県借り上げ住宅扱いの公務員宿舎の寒さ対策が必要です。エアコンが設置されていますが、それだけでいいのでしょうか。県営住宅や雇用促進住宅、UR住宅も同じことがいえます。応急仮設住宅の寒さ対策について、国は9月28日と10月7日に通知を出しましたが、その対象は「建設された」住宅に限定しています。

(2) 借り上げ住宅の家賃上限6万円の引き上げを福島県や国に要請すべきです。

県内借り上げ住宅の家賃上限は6万円（実施自治体が入居条件等を定めている）。それを超えた場合は「補助金ではない」（県災害対策本部）ため、全く補助がありません。各市町村は、家賃の上限を「福島県借り上げ住宅実施要綱」第8条（家賃6万円以下。「県内の標準家賃を勘案し」とある）を準用しています。

(3) 全市町村で借り上げ住宅を実施するようにすること。

(4) 液状化被害認定基準が変更されましたので、「一部損壊」と判定された家屋の再調査を徹底すること。

(5) 県災害見舞金は、支援法との併給を実施し、「一部損壊」にも適用すること。

一部損壊も含めて、被災住宅の住宅修繕費に県の補助を行うこと。そのために国の「社会資本整備総合交付金」を活用できることを市町村に徹底すること。それとともに県として国に予算要求を行うこと。

(6) 被災者生活再建支援法の改正を求め、支援対象を半壊や一部損壊にも拡大するとともに、限度額を当面500万円に引き上げるよう国に求めること。半壊世帯でも「解体せざるを得ない」場合は、支援の対象になること。災害救助法の応急修理制度があることを知らせ、被災者の生活再建を援助すること。

(7) 耐震化や一部損壊住宅の復旧にも役立つ住宅リフォーム助成制度を導入すること。

(8) 液状化や宅地被害についても思い切った補助制度に踏み切るよう、国に地盤改良への助成を求めるとともに県としても独自助成を行うこと。

(9) 学校、保育所、幼稚園の耐震化を促進すること。「私立学校耐震化緊急促進事業」だけでは不十分です。私立学校等の耐震化を促進するため県独自の補助制度をつくること。

(10) 防災無線（戸別受信機）、防災ラジオ等の普及を促進すること。

(11) 義援金の活用について、公共施設の復旧に使うのではなく、被災した住民の復旧・見舞金に使うよう市町村に指導すること。

[2]原発災害から命と健康、暮らしを守る、放射能測定の強化と除染に責任をもって

放射能汚染の除染は、原発の大事故を引き起こした国と東京電力の責任です。徹底した放射線量の測定・調査は除染の大前提です。調査と除染を一体として県も総力をあげてとりくんでください。

(1) 小・中・高校、特別支援学校、保育所・幼稚園、公民館、通学路、公園など子どもたちが長時間生活する場所では、きめ細かな放射線量の測定を行い、必要な除染を行うこと。また測定器を各学校等に配布すること。

(2) 県立高校や公園等県の施設の測定と除染を行うこと。

(3) 国道・県道・市町村道の側溝の除染を行うこと。

(4) 各家庭でも放射線量を測ってほしいという声が高まっています。測定と除染を行う上で住民の協力は不可欠であり、市町村が住民への測定器の貸出しを行うのに十分な測定器を購入するための支援を行うこと。各家庭の雨どい下の放射線レベルが高い傾向にあります。市町村と連携し各家庭における放射線量の測定の推進をはかること。

(5) 年間1ミリシーベルト以上の除染に関して、国が財政負担することになりました

た。年間1ミリシーベルトの基準をこえるところについては除染の計画をたて、すみやかに除染の措置をとること。基準以下でも住民の要望があれば自治体として積極的に除染すること。費用については国が全面的に責任を持つように求めること。

(6) 除染マニュアル8月29日「保育所・幼稚園等における放射線量低減化に係る手引きの」の徹底と家庭用手引き書を作成配布し、各家庭でできる除染対策を徹底すること。除染する場合の汚染土を入れる袋を支給するなど支援すること。

(7) 土壌検査機器の配備・測定体制の確立をはかること。

(8) 除染した土などの仮置場について県としての指針を示すこと。校庭や園庭の除染作業について、作業は保護者のボランティアを中心にするのではなく、施工業者にきちんと委託して行うことを基本とすること。

(9) 福島県で行っているように、本県でも希望者の健康調査を実施すること。子どもの健康調査を行うこと。福島県からの避難児童の健康チェックは、避難先で行えるようにすること。健康への影響を判断する手段としては、体内被曝量の計測が必要です。ホールボディカウンター（体内被曝量測定器）を市町村ごとに配備すること。

(10) 食品の暫定規制値（1キログラムあたり500ベクレル）は、国際基準からみても高すぎます。飲料水、牛乳・乳製品、野菜類などの暫定規制値を見直して、より厳しい規制値にして、規制値を厳守する厳重な検査体制をとることを国に求めること。保健所や市町村が検査機器を購入することを支援し、検査体制を抜本的に強化すること。

(11) 学校給食の食材の放射能検査を実施すること。常総市は30 Bq/kg、水戸市は200 Bq/kgと給食食材提供の基準を決めました。給食食材の放射能測定は各地で行われるようになりつつありますが、まだまだ機器類が不足しています。予算が足りないと聞いています。そのための放射能検査測定器購入費は国に助成を求めること。

(12) エコフロンティア笠間におけるゴミ焼却処理について、福島第1原発事故以来、放射能汚染ゴミの持込状況、焼却灰の線量測定についての情報公開がされていません。県としてきちんと指導すること。

(13) 簡易型のガンマ線スペクトルメーター等について、2分の1補助する「食の安全・安心交付金」を農林水産省はさらに増額して対応するとしているが、つくばみらい市が今回購入するにあたって問い合わせをしたところ、「来年度予算で予算化をする予定。しかし今年度予算枠の増額はない」ということです。来年度では遅くなるので11月に市費で購入を予定しているが、遑って交付するなど何とか交付金の対象にならないでしょうか。

(14) 上・下水道、ゴミ焼却場、県浄水場汚泥の仮置き場を国と県の責任で設置すること。暫定仮置き場を設置する市町村に対し、財政や場所の面で県として全面的に支援すること。

(15) 7月26日常総環境センターの飛灰から31,000ベクレル/kgのセシウムが検

出され、その後、搬出できない飛灰をドラム缶につめセンター内に保管してきましたが、保管場所は既に限界です。環境省は8000ベクレル/kgを越すものについては国の責任で処理することを明らかにしましたが、具体的な指導は全く来ていません。県の責任ある指導を求めます。(10.31日現在 汚染飛灰保管量 ドラム缶 1,732 缶 384.58 トン 14,100 ベクレル)

(16) 県内の「土壌の放射能濃度マップ」採取地点の「1m高さにおける放射線量率マップ」が公表されました。県が実測したものですが、各自治体1ヶ所のため、放射線量の高い県北・県南では測定ポイントを増やすこと。

(17) 県北・県南が重点調査区域に指定されれば、除染計画を作成、実施することになります。指定要件は、10月12日に行った政府との交渉で、地表1mで0.23μSv/時を検討中と回答されました。地表1mではなく、地表面で測定すること。除染計画作成に向けた準備状況はどうなっているのでしょうか。

(18) 放射能汚染には、住民はもちろん、自治体にも何の責任もありません。調査や除染にかかる費用は、全面的に国に責任をもとめ、そのうえで東京電力に賠償責任をとらせること。測定器購入や除染措置など放射能対策に要した経費、自治体負担分は、県としてイニシアチブをとり、国と東電に請求すること。

〔3〕放射能被害の全面補償を国と東京電力にもとめる

(1) 原発災害による損害賠償は、その範囲を恣意的に限定するのではなく、全面賠償——「原発事故がなければ生じることがなかった損害についてすべて賠償すること」を大原則にするよう東京電力に求めること。東京電力には加害者としての自覚と責任ある対応を求めることが大事です。

(2) 住民が宅地の除染などに要した費用についての損害賠償請求に誠意をもって応じるよう東京電力に求めること。

(3) 東京電力による賠償支払い方法が3カ月ごとの請求と支払というやり方になっているため、農家をはじめ被害にあった方々は「生活できない」「税金が払えない」「借入金が返せない」とたいへん困っています。賠償の仕方を被害者本位に改めて、賠償は毎月概算で支払い、年に1回、適切な方法で清算するなどの方式に変えるよう東京電力に求めること。また、精神的被害への補償も適切な形で行うよう求めること。

(4) 住民の判断による、いわゆる自主避難についても、必要な生活支援と賠償が行われなければなりません。とくに、子どもや妊婦の避難には特別の配慮が求められます。

〔4〕原発ゼロの日本へ、東海第2原発は再稼働認めず廃炉に

(1) 政府は定期点検中の原発の再稼働を「安全性を確保しながら」すすめるとしています。しかし、原発事故の検証、究明はまったく途上の段階です。黒塗りの「運転操作手順書」を平気で国会に提出したように自分に都合の悪い情報を隠ぺいする事業者が「テスト」を行い、「やらせ」を演出して国民世論を偽装してきた保安院が「評価」し、原発事故直後に「SPEEDI」（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）の情報を2週間も公表せず、住民を放射能被ばくの危険にさらした原子力安全委員会が「安全性の確認」をするという。どうして地元の理解や国民の信頼が得られるのでしょうか。事故原因の究明なし、まともな規制機関なしの再稼働など論外です。東海第2原発の再稼働を認めないこと。

(2) 原発で重大事故がおき、放射性物質が外部に放出されたら、それを完全に抑える手段がなく、被害は、空間的にどこまでも広がる危険があり、時間的にも将来にわたる危険があり、地域社会の存続すらも危うくする。こういう他に類をみない「異質の危険」を特徴とする原発という技術を、社会的に許容していいのかが問われています。原発からすみやかに撤退し、「原発ゼロの日本」をめざす政治決断を行うとともに、期限を設定して原発をなくし、同時並行で自然エネルギーの急速な普及をすすめるプログラムを策定するよう政府に求めること。

(3) 世界で原発を廃炉にした平均年数は22年です。東海第2原発は運転開始から33年たち老朽化しています。日本原電は、東海第2原発の検査と修理を「期間延長し」て来年8月まで延ばしました。地震によって大きな損傷を受けました。東海村の村上達也村長は「東海第2原発から30キロ圏内に約100万人が生活している。とても避難などできない」「首都圏にも近く原発の立地にふさわしくない」と主張しています。東海第2原発の廃炉の決断をすること。

(4) 日本の自然エネルギーは、大きな可能性を持っています。太陽光、中小水力、地熱、風力だけでも、20億キロワット以上と推定されています（環境省など）。自然エネルギーの本格的導入は、エネルギー自給率を高め、新たな仕事と雇用を創出し、地域経済の振興と内需主導の日本経済への大きな力にもなります。

太陽光発電システムの普及のために、県の助成制度を復活すること。

以上